

令和2年度 筑前町社会福祉協議会事業計画書

I. 令和2年度の方針

近年、急速に進む少子高齢や家族構成の多様化等社会構造の変化に伴い地域のつながりや近所付き合いの希薄化が顕著になりつつあります。

このような中、社会福祉協議会（以下、社協）は、住民主体の理念に基づき、地域が抱えている様々な福祉問題を地域全体の問題としてとらえ、みんなで協力し地域福祉の推進を目指しています。

社協は、地域福祉の推進役として社会福祉法においてその役割が位置づけられています。国においては「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが進められており現代社会において、地域における社会福祉システムを充実させるためには、各種団体等の中核的な機関として不可欠な存在となっています。

また、社会福祉法人制度改革の目的である事業運営の透明性の向上や経営体制の強化も求められる中、地域の福祉ニーズに対応するべく社会福祉法人や社会福祉施設との連携・協働による取り組みが必要であり「社会福祉法人の地域化」が重要です。

ここ数年、町内では地域に根付いた取り組みが芽生えておりこれを支援するとともに、更なる広がりに向けて積極的に取り組みます。

平常時から住民と共に取り組む「地域共生社会」づくりの実現や、これからの社協の在り方を確認、推進していくとともに、これらの地域でのネットワークを活かし災害時における体制作りを務めます。

行政からの様々な受託事業はもとより、赤い羽根共同募金からの配分金で実施する事業を役職員一丸となり、安心して生活できる町を目指し取り組んでいきます

II. 重点施策

1. 改正社会福祉法、関係政省令及び改正定款を基本に、経営組織の在り方の見直しや事業運営の透明性の向上に努めます。
2. 介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる町を目指し、地域での支え合い活動の推進に務めます。

3. 町内の社会福祉法人や関係機関と一緒に、地域活動支援や生活困窮者支援に取り組めます。
4. 災害に備え、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの見直しを行い、地域や筑前町、関係機関と連携し協力体制づくりに務めます。

Ⅲ. 事業計画

1. 法人運営

社協は、民間組織であり住民参加による組織運営が要求されています。そこで理事会、評議員会の開催をはじめ、住民のニーズが反映できる組織体制の強化を目指し、公共性の高い民間組織となるよう効率化・適正化を図るとともに、事業運営の透明性の向上に努めます。

(1) 法人運営事業

① 会議の開催

ア) 理事会・評議員会の開催

イ) 苦情処理委員会の開催

(2) 組織運営及び機能強化

① 財務運営管理

適正な財務管理を行います。

② 個人情報保護法への対応

個人情報の守秘義務の認識及び漏えい防止体制を確立します。

(3) 役職員の資質の向上

役員及び職員の研修体制の確立及び各種研修会への積極的な参加を推進します。

(4) 事務局体制の整備

事務局機能の効率化と総合力を高め、企画・立案、事業運営能力の向上を目指します。

(5) 地域福祉活動計画の策定

町の第3次地域福祉計画と一体作成で令和2年度末の完成を目指します。

(6) 広報活動の推進（広報・ホームページ）

社協の事業を広く町民に情報発信し、福祉事業への理解と支援を得られるようにします。

① 広報誌発行

- ・「ちくぜん社協だより」年4回（5月、8月、10月、1月）
- ・「共同募金だより」年1回（3月）募金啓発や募金実績の報告
- ・「声の社協だより」

② 町発行広報誌「広報ちくぜん」による広報・情報提供

③ ホームページに福祉情報を掲載

2. 社会福祉事業

(1) 独自事業

① 心配ごと相談事業

日常的に住民が抱える悩みや困りごとなどを相談する窓口として開設し、相談員が助言を行います。また、無料弁護士相談や専門的に相談できる機関を紹介し問題解決の手助けを行います。

ア) 心配ごと相談

- ・毎月第1、第3金曜日に相談日開設

イ) 相談員の研修

- ・相談員を対象に研修会を開催
- ・他機関が行う研修会への参加

(2) 受託事業

① ふれあいいいきサロン事業

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域みんなが支え合い、共に元気で楽しく心を通わせる場となるサロン事業を推進します。

サロンメニューのなかに健康づくりに役立つレクリエーションを取り入れ、介護予防に重点を置き活動します。

ア) サロン代表者会議

- ・代表者の意見収集・情報提供

イ) 合同交流会

- ・地域が一つとなり、他地域とのつながりが持てるよう開催
- ・他地区参加者との交流につながるよう支援

② 在宅高齢者等配食サービス事業

調理が困難な高齢者等に対して、栄養のバランスがとれた食事を提供します。

また、利用者の見守り・安否確認を徹底します。

③ 敬老館運営事業

家に閉じこもりがちな高齢者が交流を通して健康維持、生きがいをづくりとして集う場をつくります。利用者が楽しめるイベントを月に1回実施し利用者の増加を促します。

④ 敬老館食堂事業

敬老館利用者等に安全でおいしい食事を提供し、地産地消にこころがけコスト削減に取り組みます。

⑤ 放課後児童健全育成事業

小学生を対象に、放課後こどもが帰宅しても就労等のため保護者が不在等の家庭に代わって保育を行います。

ア) 安全第一での運営を推進するため「安全管理マニュアル」に則した運営に取り組みます。

イ) 統括支援員が随時学童保育に入り支援員との更なる連携強化に努めます。

ウ) 定員を超える利用児童数となり、第二学童の開設が決定した場合、開設・移行をスムーズに行えるよう努力します。

⑥ 障害者相談支援事業

障がいのある人が自立した生活を営むことができるように、情報提供の便宜や権利擁護のための必要な援助、市町村やサービス事業者との連絡調整を行います。障害者総合支援法に基づき事業を推進します。

ア) スムーズな障がいサービスの利用ができるようにサービス等利用計画の作成を行います。

イ) 障がい相談窓口を開設し、多様な相談に対応します。

⑦ 障害者支援区分認定調査

障がい福祉サービスの利用を希望する本人の心身の状態や生活状況を聞き取り必要性を調査し、調査票の作成を行います。

⑧ コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者が自立した社会生活を営む為の情報を得る手段として手話通訳の派遣を行います。

⑨ 在宅介護者の支援

ア) 介護者のリフレッシュとよりよい介護につながるような情報交換の機会を提供します。

イ) 介護者に共感し理解しあえる集いの場づくりを支援します。

⑩ 生活福祉資金貸付事業

県社協の相談窓口として、低所得者、障がい者又は高齢者に対し、経済的自立及び生活意欲の助長を図るための貸付相談を行います。

⑪ 日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人に、福祉サービスの利用や日常的な金銭管理の支援を行います。

⑫ ボランティアセンター運営事業

地域住民を対象にしたボランティアの理解と活動の推進を行います。また、ボランティア活動に参加しやすくなるような仕組みづくりと、登録ボランティアの活動支援を行います。

ア) 情報の発信

- ・センターだよりの発行（6、9、12月）
- ・ホームページの更新

イ) ボランティア依頼の対応および活動の提供

- ・ボランティア依頼の対応及びボランティアへの調整

ウ) 行政、生活支援コーディネーター、協議体との連携

- ・生活支援ボランティアの発掘及び育成

エ) 児童・青少年事業と連携した福祉教育への取り組み

小学生向け福祉教育のボランティア啓発及び推進プログラムの作成

オ) ボランティアセンター運営委員会の実施（4月、10月）

カ) 各種ボランティア講座の実施

- ・高齢者生活支援ボランティア講座
- ・聞こえのサポーター講座
- ・視覚障がい者ガイドボランティア講座
- ・声のボランティア講座
- ・声のボランティア実践講座
- ・手話体験講座（小・中学生向け、大人向け）

キ) ボランティア交流会の実施

センター登録団体・個人をはじめ地域で活動している団体・個人との情報交換や交流を図る（11月）

⑬ 生活支援コーディネーター事業

いつまでもこの地域で暮らしていけるように、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実が図られるよう身近な地域での支え合いを推進します。

ア) 地域の支え合い活動の推進をします。

イ) 元気な高齢者の社会参加を応援します。

ウ) ポイント制によるボランティア活動のマッチングを行います。

(3) 共同募金配分金事業

A. 高齢者福祉事業

① サロン応援隊の育成（ふれあいいきいきサロン）

体操やレクリエーション技術と知識を習得します。

② ひとり暮らし高齢者のつどい

外出により心身をリフレッシュし、参加した仲間と交流を深めます。

③ 敬老の日祝事業

白寿と米寿を迎えられた方へ敬老のお祝い品を贈呈します。

④ 金婚お祝い事業

結婚50年を迎えられたご夫婦にお祝いの記念品を贈呈します。

⑤ シニアクラブ連合会への配分及び支援

活動に対する相談支援と助成金配分を行います。

⑥ 遺族会への配分及び支援

自主的活動の事務を支援し助成金の配分を行います。

B. 障がい者福祉事業

① 障がい者のつどい

ア) 障がい者と地域住民のふれあいの場を提供します。

イ) 地域住民の障がい者への理解を推進します。

② 重度障がい者の交流会

社会参加の機会と他者との交流を図ります。

③ 福祉用具の貸与

④ 身体障害者福祉協会の配分及び活動支援

自主的活動の事務を支援し助成金の配分を行います。

⑤ 障がい者小規模作業所への配分

町内3か所の小規模作業所へ助成金の配分を行います。

C. 児童・青少年福祉事業

① 小学生の福祉教育の推進

各小学校区の地域性、学年に応じた福祉への理解と芽生えを目的に、福祉教育を推進します。

ア) 全小学校で「知ってる？赤い羽根共同募金」の福祉教育プログラムが実施できるよう取り組みます。

イ) 他事業の担当者と連携し、新たな福祉教育プログラムを作成し、全小学校に提案・実施を目指します。

ウ) 福祉教育教材「ともに生きる」を希望する小学校へ配布します。

② 各小・中学校福祉協力校へ助成金の配分を行います。

③ 母子・寡婦福祉協会の配分及び活動支援

自主的活動の事務を支援し助成金の配分を行います。

D. その他の福祉事業

① 福祉育成

ア) バス停の管理と老朽化したバス停の補修を行います。

イ) レクリエーション用具の貸与

② ボランティア活動

ア) ボランティア連絡協議会助成及び支援

自主的活動の事務を支援し助成金の配分を行います。

イ) 災害ボランティア活動者に対し保険の助成を行います。

ウ) 地域住民が地域を住みよくするため支え合い活動（ボランティア活動）を支援します。

3. その他

(1) 社会福祉法人連絡会

① 社会福祉法人連絡会（施設長会）

社会福祉法人の「社会貢献活動」を検討する場として、町内7つの社会福祉法人で「筑前町社会福祉法人連絡会」を組織しています。年に2～3回集まり、それぞれの法人がもっている特性を生かした社会貢献を研究します。

② サポーター部会

ライフレスキューサポーターが集まり、生活困窮者に対する支援を行います。月に1回の勉強会と情報の共有を継続して行います。

(2) まちづくり出前講座

- ① 介護予防のための軽運動
- ② レクリエーション用具で遊ぼう！
- ③ はじめてみよう！ボランティア活動